

令和4年度の国民健康保険税率が変わりました

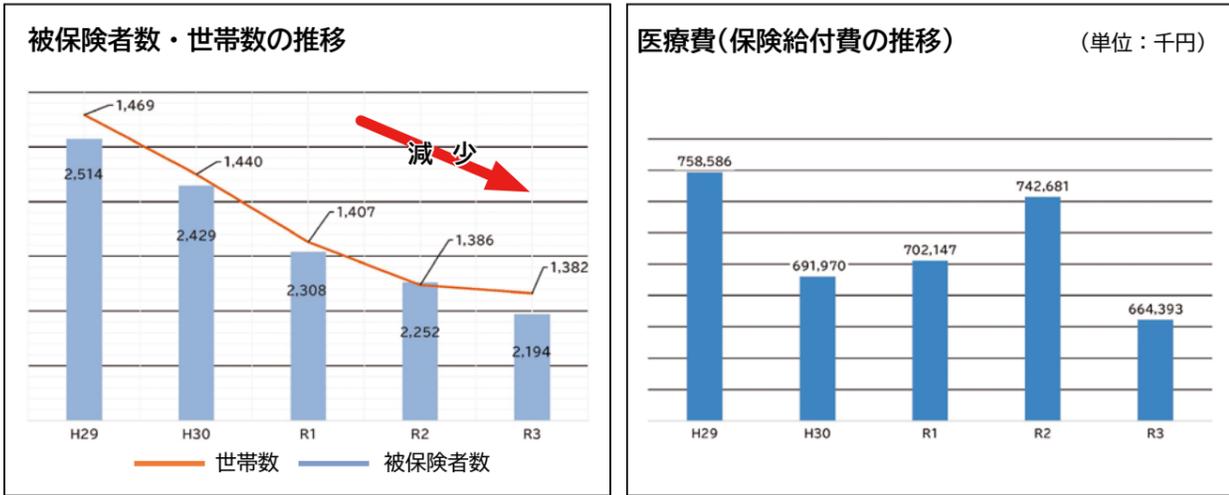
国民健康保険（国保）は、病気やケガをした際に安心して医療機関にかかることができるよう、加入者皆さんの国民健康保険税（国保税）と国等の公費により成り立っている医療保障制度です。

平成30年度より、国民皆保険制度を堅持し、医療費増加のリスクを分散させるために、県が国保財政の主体となって運営しています。

国見町の状況は

被保険者数と世帯数は、ともに人口減少や後期高齢者医療への移行により減少しています。被保険者数の状況は65歳～74歳の割合が全体の約60%を占めています。昨年度の医療費は約6億6千万円と前年に比べて減少しましたが、被保険者数が減っているため一人当たりの医療費は大きくは減少していません。

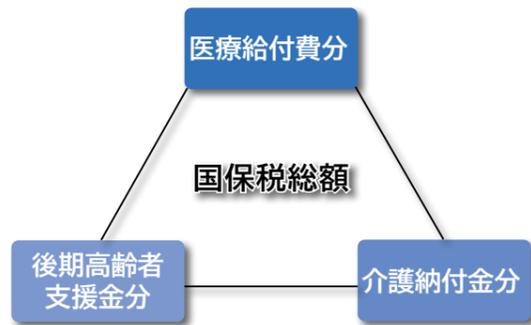
国保の支え手が減り、医療費が増加しているため国保税を上げざるを得ない状況になっています。



国保税の決め方

国保財政運営の主体である県は、県全体の医療給付費分（医療分）・後期高齢者支援分（支援金分）・介護納付金分（介護分）として必要な金額を算出し、各市町村から被保険者数等に応じて納付金として集めます。

町では、県へ支払う納付金など必要な歳出見込み額から、国・県の交付金など歳入見込額を差し引いた不足額を町が集める国保税総額とし、これを所得や世帯の人数に応じて割り振ることで、各世帯の国保税を決定しました。



課税限度額を引き上げ

令和4年度から医療分と支援金分の課税限度額を国の法律改正にあわせて引き上げました。

医療分	63万円 ⇒ 65万円	
支援金分	19万円 ⇒ 20万円	
介護分（変更なし）	17万円	合計 102万円

令和4年度国保税率

	医療分（※1）	支援金分（※2）	介護分（※3）
所得割額	6.36%	2.46%	2.41%
均等割額	25,000円	9,700円	11,600円
平等割額	20,400円	6,600円	5,900円
課税限度額（※4）	65万円	20万円	17万円

※1 医療給付費（医療に係る費用の7割相当分）に充てるもので、すべての加入者が負担します。
 ※2 後期高齢者（75歳以上の人）の医療費の一部を支援するもので、すべての加入者が負担します。
 ※3 介護保険に要する費用に充てるもので、40歳以上64歳までの加入者（介護保険の第2号被保険者）のみが負担します。
 ※4 税額がこの金額を超える場合は、超えた金額については切り捨てられます。

国保税額計算のモデルケース

モデル1

- ・世帯主（45歳）
年収400万円
- ・妻（42歳）
専業主婦 収入0円
- ・子（18歳）収入0円
- ・子（15歳）収入0円

R4 税額 456,400円
 R3 税額 483,700円
 増減 △27,300円

モデル2

- ・世帯主（73歳）
年金収入220万円
- ・妻（71歳）
年金収入120万円

R4 税額 107,200円
 R3 税額 106,400円
 増減 800円

モデル3

- ・世帯主（50歳）
年収120万円
（単身世帯）

R4 税額 64,100円
 R3 税額 68,700円
 増減 △4,600円

未就学児の均等割額の軽減措置が始まります

令和4年度から未就学児（小学校入学前の子ども）1人あたりの国保税均等割額を2分の1に軽減します。（低所得者の軽減に該当する場合は、軽減後の均等割額から2分の1に軽減します）

なお、軽減を受けるための申請は不要です。（10月末時点の未就学児の人数により軽減します）

低所得者軽減割合	軽減前均等割額	軽減後均等割額
軽減なし	34,700円	17,350円
2割軽減	27,760円	13,880円
5割軽減	17,350円	8,675円
7割軽減	10,410円	5,205円

国保税を上げないためにできること

医療費の増加は国保税の引き上げにつながります。医療費を節約するためにはこのことが有効です。

- 健康診断を年に1回必ず受けて、重症化予防
- 安心して相談できる「かかりつけ医」を持つ
- 同じ病気での重複受診はやめる
- 大病院へは、かかりつけ医の紹介状をもらう
- 緊急でないときは、夜間・休日の受診は控える
- 安価で同じ効能・効果のジェネリック（後発）医薬品を使う
- お薬手帳は1人1冊、薬の重複をチェック！
- 多剤服用は副作用の恐れも、薬剤師に相談を